

令和 8 年度第 2 回  
市有財産売却一般競争入札  
参 加 要 領

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加される方は、この要領をよく読み、  
内容を十分に把握した上で、御参加ください。

令和 8 年 9 月

日 置 市

総務企画部財政管財課

# 目 次

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 一般競争入札公告                | 2   |
| 一般競争入札参加要領              | 6   |
| 様式                      |     |
| 「市有財産売却一般競争入札参加申込書兼受付書」 | 1 1 |
| 「誓約書」                   | 1 2 |
| 「役員一覧」                  | 1 3 |
| 「委任状」                   | 1 4 |
| 「入札書」                   | 1 5 |
| 入札書記載例                  | 1 6 |
| 入札用封筒作成方法               | 1 7 |
| 「滞納のない証明書」申請書記入例        | 1 8 |
| 市有財産売買契約書               |     |
| 物件 1 使用                 | 1 9 |
| 物件 2 使用                 | 2 3 |
| 物件 3 使用                 | 2 7 |
| 物件 4 使用                 | 3 8 |
| 物件調書・案内図・明細図            |     |
| 物件 1                    | 3 9 |
| 物件 2                    | 4 1 |
| 物件 3                    | 4 3 |
| 物件 4                    | 4 5 |

## 【本件に関するお問合せ先】

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100番地

日置市総務企画部財政管財課財産活用係

電話 099-248-9402（直通）

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条第 1 項の規定により、市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 9 月 1 日

日置市長 永山由高

### 1 入札に付する物件

| 物件番号 | 所在地                   | 数量(㎡) |    | 区分               | 最低売却価格(円)   | 備考                            |
|------|-----------------------|-------|----|------------------|-------------|-------------------------------|
| 1    | 日置市伊集院町下神殿字廣過木1507番 1 | 421   | 78 | 土地               | 854, 000    | 1 筆                           |
| 2    | 日置市伊集院町土橋字平原989番 4    | 113   | 00 | 土地<br>(建物<br>付き) | 1, 405, 000 | 2 筆<br>居宅<br>2 棟              |
|      | 日置市伊集院町土橋字平原1004番 3   | 723   | 00 |                  |             |                               |
| 3    | 日置市伊集院町郡字六四田1969番 3   | 341   | 38 | 土地<br>(建物<br>付き) | 6, 973, 000 | 1 筆<br>居宅<br>1 棟<br>倉庫<br>1 棟 |
| 4    | 日置市日吉町日置字下馬場364番 2    | 402   | 56 | 土地<br>(建物<br>付き) | 2, 210, 000 | 1 筆<br>居宅<br>1 棟<br>車庫<br>1 棟 |

注 1 全て現状有姿での売却となる。

2 数量は、公簿面積による。

### 2 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 入札及び開札の日時

| 物件番号 | 入札及び開札の日            | 入札受付時間                           | 入札開始時間       | 開札開始時間           |
|------|---------------------|----------------------------------|--------------|------------------|
| 2    | 令和 8 年 10 月 16 日（金） | 午前 9 時 00 分から<br>午前 9 時 25 分まで   | 午前 9 時 30 分  | 各物件の入札<br>締切り後即時 |
| 3    |                     | 午前 10 時 00 分から<br>午前 10 時 25 分まで | 午前 10 時 30 分 |                  |
| 4    |                     | 午前 11 時 00 分から<br>午前 11 時 25 分まで | 午前 11 時 30 分 |                  |
| 1    |                     | 午後 1 時 30 分から<br>午後 1 時 55 分まで   | 午後 2 時       |                  |

(2) 入札及び開札の場所

日置市伊集院町郡一丁目 100番地

日置市役所本庁舎 2階 庁議室

3 入札参加資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当する者

(2) 地方自治法第 238条の 3 第 1 項に規定する行為を制限された市職員

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に該当する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 147号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

(5) 日置市税その他の日置市の徴収金に滞納がある者

(6) (2)から (5)までに掲げる者から委託を受けた者

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から同年10月13日（火）まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

(3) 場所 日置市伊集院町郡一丁目 100番地  
日置市役所総務企画部財政管財課

5 入札手続等

入札への参加を希望する者は、4 の (1)の期間内に市有財産売却一般競争入札参加申込書兼受付書を 4 の (3)の場所へ持参すること。

6 現地説明

(1) 入札参加申込者に限り、物件の下見を可能とする。

(2) 物件の下見を希望する者は16の入札及び契約に関する問合せ先へ事前連絡の上、下見の日程調整を行うこと。

7 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として見積もる金額の 100分の10以上の額を現金により入札受付時に納付すること。

なお、入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者については、契約保証金に充当する。

また、入札保証金には、利息を付さない。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に満たない者のした入札
- (4) 入札金額が最低売却価格に満たない入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札要件若しくは入札金額の記載が明確でない入札書による入札
- (6) 入札者の住所若しくは氏名の記入又は押印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消除することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）を提出した者のした入札
- (9) 送付、電報又は電送の方法による入札

## 9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、日置市の最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最高の価格をもって入札した者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者（当該入札者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない日置市職員）にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

## 10 落札の無効

落札者が落札決定の日から10日以内に記名押印した契約書の案を提出しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は、市に帰属する。

## 11 代金の支払方法

売買代金は、契約締結と同時に即納又は契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）を納付後、市が発行する納入通知書により契約締結の日から30日以内に納入すること。

## 12 契約上の特約（用途の制限）

- (1) 所有権移転の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に

規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(2) 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(3) 売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

### 13 契約内容の公表

契約締結した物件については、その契約内容（物件所在地、数量、区分、契約年月日、契約金額及び買受人の個人又は法人の区分）を公表するものとする。ただし、契約金額については、買受人の同意を得られた場合のみ公表する。

### 14 随意契約

入札において入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、随意契約により売却するものとする。ただし、価格等の条件は入札に準ずるものとする。

### 15 その他

詳細については、令和8年度第2回市有財産売却一般競争入札参加要領（令和8年9月）による。

### 16 入札及び契約に関する問合せ先

日置市総務企画部財政管財課財産活用係 電話099-248-9402（直通）

## 一般競争入札参加要領

日置市が行う市有財産売却一般競争入札に参加される方は、次の各事項を御承知の上、入札してください。

### 1 入札に付する物件等

入札に付する物件、入札日時及び場所、入札手続等は、「一般競争入札公告（以下「入札公告」という。）」のとおりです。物件の詳細については39ページ以降の物件調書記載のとおりとします。

- (1) 受付時間内に来られない場合は、入札に参加できません。
- (2) 入札開始時刻は、受付状況により、多少前後する場合があります。

### 2 入札参加申込み

入札公告の「5 入札手続等」により、市有財産売却一般競争入札参加申込書兼受付書（以下「一般競争入札参加申込書兼受付書」という。）に次の書類を添付して持参してください。

|        |                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①個人の場合 | ア 住民票の写し<br>イ 誓約書<br>ウ 印鑑登録証明書<br>エ 滞納のない証明書（日置市税に未納がない旨の証明）<br>※本市に納税義務がない場合は提出不要                  |
| ②法人の場合 | ア 登記事項証明書（現在事項）<br>イ 誓約書<br>ウ 印鑑登録証明書<br>エ 役員一覧<br>オ 滞納のない証明書（日置市税に未納がない旨の証明）<br>※本市に納税義務がない場合は提出不要 |

注1 住民票の写し、登記事項証明書（現在事項）、印鑑登録証明書及び滞納のない証明書は、交付の日から1月以内のものを添付してください。

2 一般競争入札参加申込書兼受付書及び誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録されている印鑑を使用してください。

3 滞納のない証明書は、本市の発行する市税の証明書を添付してください。

### 3 入札参加資格

入札公告の「3 入札参加資格」を有する方はどなたでも参加できます。

### 4 物件の確認

物件調書に概要を記載していますが、参考資料ですので参加申込みを

行う前に必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

## 5 契約条件

契約に付する主な条件は、次のとおりです。19ページから38ページまでに示す市有財産売買契約書の案をよく確認の上、入札に参加してください。

### (1) 用途の制限

ア 契約の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業の用に供してはならない。

イ 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

ウ 売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

### (2) 実地調査

(1)の履行状況を確認するため、市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ることができない。

### (3) 違約金

落札者は、(1)の条件に違反したときは売買代金の3割に相当する額を、(2)の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ったときは売買代金の1割に相当する額を違約金として市に支払わなければならない。

## 6 入札日の持参品等

(1) 一般競争入札参加申込書兼受付書の写し

(2) 委任状（代理人により入札しようとする場合に限る。）

ア 入札には、申込者又は代理人が必ず出席してください。

イ 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者へ提出してください。

(3) 入札書及び封筒

ア 入札書には、入札者の住所、氏名、金額（アラビア数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。）及び入札する物件を記入の上、押印するものとします。

イ 封筒には、必ず「物件番号○ 市有財産売却に係る入札書在中」と記載してください。入札参加者は、所定の入札書により、封書にして入札日時に所定の入札箱に投入してください。

ウ 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず、差替え、変更、又は取消しを行うことはできません。

(4) 印鑑

本人の場合は申込書に押印された印鑑（印鑑登録されている印鑑に限る。）を、代理人の場合は委任状に押印された代理人の印鑑を持参ください。

(5) 入札保証金及び納付書（納付書は、入札参加申込受付時にお渡しします。）

納付場所 日置市伊集院町郡一丁目 100番地

日置市役所本庁舎 1 階 会計課収納窓口

(6) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

**7 入札の無効**

入札公告の「8 入札の無効」に該当する入札は、無効とします。

**8 開札、入札結果及び入札保証金**

(1) 開札

入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない日置市職員を立ち会わせて開札します。その場合は異議の申立てはできません。

(2) 入札結果

開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に口頭によりお知らせします。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(3) 入札保証金

落札者を除き、入札保証金を納付したときに発行した受領証書と引

換えに速やかにこれをお返しします。落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。

## 9 契約の締結等

### (1) 契約の確定

ア 日置市が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

イ 契約は、必ず落札者名義（共有名義で入札参加した場合は共有者全員の名義）で契約していただくことになります。

ウ 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利を第三者に譲渡することができません。

### (2) 契約保証金

ア 落札者は、契約締結の際、契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の 100分の10以上に相当する金額を、日置市の発行する納入通知書により現金で納付しなければなりません。

イ 契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する場合には、アに定める契約保証金を納付する必要はありません。

ウ 契約保証金は、売買代金に充当します。

### (3) 契約不履行

落札者が契約書案を提出しないとき又は契約の締結に応じないときは、その入札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することとなります。

## 10 売買代金の支払

売買代金は、契約の締結と同時に売買代金の全額を納付し、又は契約保証金を納付した後、売買代金の残額を市の発行する納入通知書により指定する日までに納付しなければなりません。

## 11 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに現物を現状有姿のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が買受人の請求により所有権移転登記の嘱託を行います。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

## 12 随意契約

一般競争入札により入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、随意契約により売却します。ただし、価格等の条件については変わらないものとします。

## 13 その他

本要領に定めのない事項は、関係法令、日置市の例規等の定めによるところによって処理します。

### 【参考】

売買契約書貼付の印紙税の額（令和9年3月31日まで）

| 〔契約金額〕              | 〔収入印紙の額〕（注） |
|---------------------|-------------|
| 10万円を超え 50万円以下のもの   | 200円        |
| 50万円を超え 100万円以下のもの  | 500円        |
| 100万円を超え 500万円以下のもの | 1 千円        |
| 500万円を超え 1 千万円以下のもの | 5 千円        |
| 1 千万円を超え 5 千万円以下のもの | 1 万円        |
| 5 千万円を超え 1 億円以下のもの  | 3 万円        |
| 1 億円を超え 5 億円以下のもの   | 6 万円        |
| 5 億円を超え 10億円以下のもの   | 16万円        |
| 10億円を超え 50億円以下のもの   | 32万円        |
| 50億円を超えるもの          | 48万円        |

注 収入印紙の額は軽減措置（租税特別措置法第91条）を適用した額を記載しています。

登録免許税額（令和8年4月現在）土地の売買による場合

$$\text{登録免許税額} = \text{課税標準額（注1）} \times 15 / 1000 \text{（注2）}$$

注1 課税標準の価格は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固定資産税課税台帳に比準して算出）により算出されます。

2 令和11年3月31日までの特例税率（租税特別措置法第72条、税率を本則の1000分の15に軽減）を適用した率となります。